　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2021年　月　日

愛知県立　　　　　　　　　　学校

　　学校長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　 　 　愛知県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会長

**長時間過密労働解消に関する要求書**

　日頃は、本校の教育の充実のため、また、私たち教職員の働きやすい職場環境の整備に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

　さて、文科省は、2020年７月、「１年単位の変形労働時間制」に関する「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則」を公布するとともに、2020年１月に告示した「指針」を「改正」し、各都道府県教育委員会へ通知（以下、「通知」）を出しました。この「通知」のなかで、文科省は、「１年単位の変形労働時間制」について、「勤務時間を縮減するものではない」と自ら認めています。恒常的な長時間過密労働を解消するためのものではない制度は断じて導入すべきではありません。また、民間の調査によれば、通常の勤務時間の職場に比べて変形労働時間制を導入している職場の方が労働時間が長くなっています。学校現場に「１年単位の変形労働時間制」が導入されれば、更なる長時間過密労働につながりかねません。

　また、県教委は、2020年７月、「在校等時間」を原則「月45時間・年360時間」とする教育委員会規則（以下、「規則」）及び「上限方針」を制定しました。この「規則」「上限方針」については、条例上、「原則として時間外勤務は命じない」とされているにもかかわらず、「月45時間・年360時間」までの「時間外勤務」を認めることにつながりかねないなどの問題点があります。一方、この「規則」「上限方針」の施行は2021年４月１日となっており、職場でも、少なくとも「月45時間・年360時間」にしていくための実効性ある施策を行っていく必要があります。

　よりよい教育を行うためには教職員の心身の健康が重要です。しかし、休職者全体に占める精神性疾患の人数は「高止まり」の状況が続いており、この要因に長時間過密労働があることは明らかです。こうした状況を改善していくためには、時間外勤務の実態を把握した上で、個々の教職員の健康管理をはかるとともに、時間外勤務縮減・解消に向けた具体的なとりくみを行うことが必要不可欠です。

　そこで、貴職におかれましては、以上の趣旨を踏まえ、長時間過密労働解消に向けて適切な対応をされることを要望します。当面、下記の点について求めます。

記

１　長時間過密労働の縮減・解消に向け、実効性ある施策を行うこと。

当面、「月45時間・年360時間」の「上限方針」について職場に周知するとともに、「月45時

間・年360時間」にしていくための具体的なとりくみをすすめること。

２　県教委に対し、「１年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする条例「改正」を行わないよう意見具申すること。